

## 令和3年度第1回茨城県消費生活審議会議事録

- 1 日 時 令和3年6月22日(火) 午前10時から午前11時37分まで
- 2 場 所 茨城県薬剤師会 3階大会議室1
- 3 出席者 消費生活審議会委員  
阿久津 正晴、荒木 雅也、稲垣 照美、高木 英見、等々力 節子、  
中本 義信、鶴長 義二、藤原 正子、矢口みどり、鴨川 隆計、  
鷺田 美加、松橋 裕子  
(欠席：扇澤 美千子、岩下由加里、稲葉伸子) 以上12名

### 県側

県民生活環境部	次長 松浦 浩生
生活文化課	課長 須能 浩信 他5名
消費生活センター	センター長 荒井 英明

## 4 議事の経過及び結果

### (1) 議事録署名人の指名

須能課長は、仮議長として議事を開始するに当たり、稲垣照美委員及び鶴長義二委員を議事録署名人として指名し、両委員はこれを了承した。

### (2) 審議会の運営について

事務局から、審議会の運営を公開で行うことについて提案したところ、全委員から了承され、2名の傍聴者が入室した。

### (3) 令和2年度の消費生活相談状況について 【資料1】

<各委員及び事務局等の発言概要>

#### (委員)

- ・データを見るとデジタルコンテンツの被害の相談が増えていないように見えるが、実際、現場ではどのように感じているか。
- また、若い世代に限らず、高齢者についても、今後ツイッターなどを取り入れる可能性が高いのではないか。

#### (事務局)

- ・高齢者の苦情相談を見ると、第2位がデジタルコンテンツであり、ある程度利用されていると感じている。
- ・高齢者への効果的な啓発について、民生委員一人一人に注意喚起のリーフレットを直接配布することなどを考えているところ。積極的に取り組んでいきたい。

- ・身近なところで高齢者を守りながら、便利な世の中を体感してもらう社会の実現については、一つの部署でできる話ではなく、大きな課題と考えている。
- ・ツイッターは、フォロワー数を増やすべく取り組んでいる。

(委員)

- ・助言や解決の内容について、例を挙げて教えてほしい。

(事務局)

- ・契約の状態によって、助言もさまざま。段階に応じて助言している。消費者には、契約時に約束事をよく読んでもらうことをお願いするしかない。  
また、申込時の画面をスクリーンショットで保存するなどの助言もしている。

(委員)

- ・補足だが、助言は、基本的には相談者が動いて解決してくれている、というような意味合い、あっせんは、当事者の話し合いでは動かないような案件について、相談員が間に入って、話し合いの仲裁をしていく形。  
センターでは、強制的に裁判所のように解決する手段などはないので、基本合意がついたものが解決という扱い。難しい案件が2,500件あり、2,200件は解決しているということなので、相談員さんはかなり頑張っていると思う。

#### (4) 令和2年度の事業者指導の実績について 【資料2】

<各委員及び事務局等の発言概要>

質問は特になし。

#### (5) 茨城県消費者基本計画（第3次）に係る消費者関連施策の実施状況と課題について

【資料3、3-1、3-2、参考1、参考2】

<各委員及び事務局等の発言概要>

(委員)

- ・数値目標にいくつかDがあるもののうち、オンライン化すれば改善されるものがあるのではないかと。オンラインなら数千人ぐらいの参加もできる。

(事務局)

- ・オンラインの効果というものは高いものがある。それぞれの事業の中ですでに着手しているものもあるので、取組みをさらに進めていきたい。
- ・環境保全活動実践リーダーの養成については、今年度はオンラインの受講機会の拡大などを行っている。ただ、環境保全活動ではフィールドワークも重視しているので、オンラインのみというわけにもいかないところはある。

(委員)

- ・大学の実習などでも映像動画配信など工夫して行っている。そういうものを組み込むとよいのでは。少人数で実習をするのもあるが、より多人数が見聞きするというのも、啓発・啓蒙という中では大事だと思う。

(委員)

- ・成年年齢の引下げの問題に関して、高校生とか大学生の人たちに対する消費者教育は急務。特に、教員が話をできる体制を県として強めていくことが重要だと思っている。数値目標の7には、高校生や大学生の受講者数も入っているのか。
- ・消費生活センターの相談対応で、5つの町の体制強化が重要ということだが、県センターの体制で、そこはきちんとカバーできるのか。

(事務局)

- ・県センターでは、出前講座で講師を学校等に派遣し、教育・啓発活動を実施している。私立高校への派遣はあるが、県立高校では授業の中で、担任が対応しているところが多いのかと思う。また、大学への派遣はないが、専門学校等の数字は含まれている。
- ・若年層への対応としては、消費者庁の各種教材などを取り入れながら、教育庁と一緒に取り組んでいく。
- ・市町村支援に向けた県センターの相談体制については、拡充して対応していく。

(委員)

- ・大学では、アルバイトを始める学生が多いことから、まずは労働者教育を始めたいと考えている。消費者教育は裾野が広く、複雑なので、教育も難しい。県やセンターのほうにも、消費者教育について御協力いただきたいところ。

(委員)

- ・今後とも、教育庁などと連携しながら取り組んでいただきたい。

(委員)

- ・若年層は、消費生活という言葉自体になじみがない。ツイッターなどで間接的に若い世代にも情報が入っていくとよい。また、教材もデータの形で活用できると学校の先生方も助かるのではないかな。

(委員)

- ・基本方針1の2、食の不安を感じる県民の割合について、基準値で平成26年度79.8%だったのが、令和2年度に26.5%と50%以上減になっており、驚いた。この数字の背景、時代的なもの、あるいは啓発の仕方など、について教えてもらいたい。

(事務局)

- ・直結するかは分からないが、ツイッターを活用して積極的な情報発信を行ってきた。

(委員)

- ・基本方針5の16、一日当たりのごみの排出量、これはとても多い。食品ロス、今大きな問題にもなっているので、消費者一人一人の意識を高めるためのチラシなどの配布をお願いできたら嬉しい。

(事務局)

- ・県としても、食品ロスの削減というのは非常に重要な課題であると認識している。今年度、食品ロスに関する基本方針を定め、推進していくことにしている。現在は、教育庁

と連携し、平成30年度から、小学校5年生に啓発マグネットの配布を行っている。また、今年度予定しているのは、大手コンビニと連携した手前取り、という運動。手前から取って、賞味期限の近いものまで食べよう、という運動を展開していきたいと考えている。

また、「茨城食べきり登録店」ということで店舗を通じた普及啓発なども進めている。

(委員)

- ・基本方針5に関連して、太陽光パネルに関する苦情など、県センターでの取り扱いはあるか。

(事務局)

- ・設置に伴う工事の契約などがある。電話勧誘や訪問勧誘といったところでの契約に対する相談というのものもある。数としてはそんなに多いという感覚ではない。

(委員)

- ・10年、15年たつと、あの大きなゴミ(パネル)をどうするのか、というのもあるので、環境政策という面でいくと、これからちょっと大きな話題になっていく可能性があるのかな、と思っている。

(事務局)

- ・景観ということに関しては、市町村の方でガイドラインなどを設けて、トラブルが発生しないような環境づくりというのをやっているところ。パネルには寿命があるので、その廃棄物についてはこれから大きな課題になってくると考えている。

(委員)

- ・太陽光の賃貸借契約に関して、弁護士によくある相談では、最初に賃貸借契約を結んだ業者が次の業者にその権利を売却してしまい、当時約束した約束を守らない、といったトラブルというのがある。

(委員)

- ・大学生が消費者問題で直面する最も深刻なものとしては、問題そのものは大きくはないが、不動産に関するものが多いと感じている。個人的には、茨城あるいは水戸で学生にアパートを供給する大家のマナーが、あまりよろしくないと感じているところ。県内あるいは水戸市内の代表的な不動産業者に対して、消費者目線の対応といった啓蒙活動のようなことを、県のほうで考えていただけないか。

(事務局)

- ・学生のアパートに関する相談も多くある。入居時の契約で、どう退去時の対応が決められていたのか、というところを確かめながら相談に応じていく。どこまでが自分で負担すべきなのか、という点については、ご本人と大家さんとで話し合っていただくしかない。
- ・宅建協会に言って、センターと、先生にもちょっと力を貸してもらって、そういう場を設けましょう。近いうちに。

(委員)

- ・先ほどから出ている成年年齢の引き下げも同じだが、アパートの契約をするときにはどんなことを注意しないといけないか、という教育が、本当は事前になされないといけないのだと思う。消費者教育も含めて、力強くやっていただきたい。

(委員)

- ・基本方針の3の13、学校給食における地場産物の活用状況について。コロナ禍において、学校給食に対する食材の供給を結構行ったが、産地側の立場としては、児童への食育というのはなかなか難しい。こういう場で、教育に対する、食育に対する何らかのアクションというものも考えてもらえると助かる。本来は、こちらから教育庁に話すものかもしれないが、ぜひ、働きかけをお願いしたい。

(事務局)

- ・教育庁と、まず情報をきちんと共有して、場合によってはいろいろご助言をいただければと思っているので、引き続きよろしくをお願いしたい。

(委員)

- ・県生協連では、食育サポーターという制度があり、通常時だと、大体県内70か所から80か所ぐらい、食育サポーターが学校に出向いて話をした。そういうことを生産者と一緒にタグを組みながら、県のほうとも一緒になってしていきたい。環境サポーターという制度もあるので、そういう人たちの活用もぜひお考えいただければと思う。

(議事終了)